施設・設備整備事業の概要(市町関係)

①【医療提供体制 施設整備交付金】

	事業名	事業内容	補 助 条 件	基 準 額	補助率	実施主体
1	休日夜間 急患センタ ター難備事業	休日夜間急患セン ターとして必要な 部門の新築、増改 築	休日夜間急患センターと して必要な部門の新築、増 改築	基準面積×基準単価 基準面積 人口 10 万人以上 150 ㎡(特別に必要がある場合、300 ㎡を限度) 人口 5 万人以上 10 万人未満 100 ㎡(特別に必要がある場合、200 ㎡を限度) 基準単価 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 木造: 355,000 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【地方公共 団体の長の要請 を受けた診療所 の開設者】
2	病院群輪番 制病院及び 共同利用型 病院施設整 備事業	病院群輪番制病院、共同利用型病院の施設整備	病院群輪番制病院等とし て必要な各部門の新築、増 改築	150 ㎡(特別の理由がある場合、300 ㎡を限度)×484,000円 加算 CCU 整備、SCU 整備:1 床当たり15 ㎡ (2 床を限度)	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【地方公共 団体の長の要請 を受けた病院の 開設者】
3	小児初期 救急セン ター施設 整備事業	小児初期救急セン ターとして必要な 部門の新築、増改築 及び改修	小児初期救急センターと して必要な診療部門等を 備えるものとする。	300 ㎡×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 木造: 355,000 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【地方公共 団体の長の要請 を受けた診療所 の開設者】

②【医療施設等 施設整備費補助金】

	事業名	事業内容	補助条件	基 準 額	補助率	実施主体
1	へき 地 診 療 整備事業	へき地診療所及び その医増築、地下を を変、増築しいを を変を を変を を変を を変を を変を を変を を変を を	へき地診療所として必要な診療部門(診察室、処置室、エックス線室、暗室、 待合室、看護師居室、玄関、廊下等)、また必要に応じて医師住宅及び看護師住宅を設けるもの	基準面積×基準単価 基準面積 診療部門 無床 160 ㎡ 有床 5 床以下 240 ㎡ 6 床以上 760 ㎡ 医師住宅 80 ㎡ 看護師住宅 80 ㎡ 基準単価 一般地区 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 ・ 355,000 円 離島豪雪地区 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 ホ造: 355,000 円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
			ヘリポートの整備	ヘリポート1か所当たり 96,836 千円		
2	過等療土地定施業域診設	過疎地域等特定 療所と新郷の新郷及の が楽及が地域を ののででである。 ののででである。 ののでである。 ののでである。 ののでである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でいるでは、 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるではななななななななななななななななななななななななななななななななななな	市町の平成8年度から平成 10年度までの各年度にお ける財政力指数(地方交付	基準面積×基準単価 基準面積 診療部門 160 ㎡ 医師又は歯科医師住宅 80 ㎡ 看護師住宅 80 ㎡ 基準単価 一般地区 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 木造: 355,000 円 離島豪雪地区 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 木造: 355,000 円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町
3	へ き 地 保 焼 道 ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル	へき地保健指導所 として必要な部門 の新築	・へき地保健指導所の整備及び保健師の配置は、以上で、人口200人以上で、最寄医療機関まずるの分以上を要する地で、してうものとする。上記のほか、これらに準じている。とは、厚生労働大地区に適当と認めた地区に変更がある。この事業の実施に当りでは、では、大き地保健医療にの策定とその実施に対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	基準面積×基準単価 基準面積 指導部門と住宅部門との併設 120 ㎡ 指導部門のみ 70 ㎡ 住宅部門のみ 50 ㎡ 基準単価 一般地区 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 木造: 355,000 円 離島豪雪地区 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 ボ造: 355,000 円	1/3 (国 1/3)	市町

	事業名	事業内容	補 助 条 件	基準額	補助率	実施主体
4	へ 療 施 施 熊 備 事業	へき地医療拠点病 院として必要な部 門の新築、増築及 び改築	へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、 へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線、 手術部門及び医師住宅を 設けるものとする。	基準面積×基準単価 基準面積 診療部門 1,000 ㎡ 医師住宅 1戸当たり 80 ㎡ (2戸を限度) 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 沙療棟 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 医師住宅 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を 受けた者 【へき地医療拠 点病院】
5	離島等患者宿泊整 施設 施事業	離島等宿泊施設と して必要な宿泊施 設の施設整備	・台風等により比較的容易 に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合 は光熱水費等の実費程度 とすること ・設置場所が病院の敷地内 (隣接地)であること ・居室が個室であること	基準面積(室数×40 ㎡(8 室を限度))×651 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

	事業名	事業内容	補 助 条 件	基 準 額	補助率	実施主体
1	休日夜間 急患セン ター設備 整備事業	休日夜間急患セン ターとして必要な 医療機器等の整備	休日夜間急患センターと して必要な医療機器等の 整備	人口 10 万人以上 1 か所当たり 4,400 千円(医師が常時3人以上勤務するセンターは11,000 千円を限度) 人口 5 万人以上 10 万人未満 1 か所当たり 3,300 千円(医師が常時3人以上勤務するセンターは8,250 千円を限度)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【地方公共 団体の長の要請 を受けた診療所 の開設者】
2	小児初期 救急セン ター設備 整備事業	小児初期救急セン ターとして必要な 医療機器の整備	小児初期救急センターと して必要な医療機器等の 整備	1 か所当たり 11,000 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【地方公共 団体の長の要請 を受けた診療所 の開設者】
3	病番及利院備 番及利院備 料び用設集 備事業	病院群輪番制病院、共同利用型病院の設備整備	病院群輪番制病院等とし て必要な医療機器の整備	医療機器 22,000 千円 (特別に必要がある場合、 110,000 千円を限度) 心臓病専用医療機器 6,285 千円 脳卒中専用医療機器 6,285 千円 心電図受信装置 2,774 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【地方公共 団体の長の要請 を受けた病院の 開設者】

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
4	小児集中 治療室設 備整備事 業	小児集中治療室と して必要な医療機 器等の整備	小児集中治療室として必 要な医療機器等の整備	1 か所当たり 11,550 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者【県知 事の要請を受け た病院の開設 者】
5	小児救急 遠隔整備 設備整備 事業	遠隔医療実施に必要なコンピュータ 一機器等の整備	小児救急遠隔医療の実施 に必要なテレパソロジー、 テレラジオロジー、テレビ 電話等のコンピューター 及び付属機器等の整備	1 か所当たり 支援側医療機関 25,073 千円 依頼側医療機関 病院 29,159 千円 診療所 23,104 千円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者
6	共同利用 施設設備 整備事業	地域医療支援病院 の共同利用部門と して必要な医療機 器の整備	医療法等の規定に基づき、 共同利用を実施	1 か所当たり 220,000 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認療支援 イ (地域医療支援病院の共同利用部門に限り、市町も実施主体となり得る)
7	N B C 災 害・テロ対 策設備整 備事業	NBC災害・テロ被 害者の診断等に必 要な設備の整備		1 か所当たり 33,762 千円	10/10 (国 1 /2) (県 1 /2)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者【救命 救急センター、 災害拠点病院】
8	環境調整室設備事業	環境調整室に必要 な検査機器(化学物 質注入装置、化学物 質分析装置、近赤外 線へモグロビン酸 素濃度測定器)の設 備整備	環境調整室は、次の設備を 有する病室であること。 ・微量化学物質を患者に曝 露してが質を患者有無 を確認するためのしてができるに できるにより、 できるにより、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	1 か所当たり 38,762 千円	1/3 (国 1/3)	指定都市
9	医療機関アク 支援車備事業	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバス・ワゴン車等の整備	・医療機関又は診療するを 原際要と に等に伴い、 でのを での機関と での機関を での機関を でので、 が利用しるののので、 でののので、 でののので、 でののので、 でののので、 でののので、 でののので、 でののので、 でのので、 でのので、 でのので、 でのので、 でのので、 でのので、 でのので、 でのので、 でのので、 でののが、 でのが、 でのがる。 でいるで、 ののがる。 でいるで、 のがる。 のが。 のがる。 のがる。 のがる。 のがる。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが。 のが	マイクロバス 1 台当たり 2,828 千円 ワゴン車等 1 台当たり 1,474 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町

④【医療施設等 設備整備費補助金】

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1	へき地診 療所設備 整備事業	へき地診療所とし て必要な医療機器 の整備	へき地診療所として必要 な医療機器の整備	1か所当たり 16,500 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者
2	へき 地 送 ・ 継 備 事 業 業	へき地の患者を最 寄医療機関まで輸 送するための患者 輸送車及び患者輸 送艇の整備	1 患者輸送車 整備しようとは を中心とはない。 を中心は内の人での 、区域内の人での 、区域内の人での 、区域内の人での 、でかの 、での 、での 、での 、での 、での 、での 、での 、での 、での 、で	患者輸送車 ・マイクロバス 1 台当たり 2,829 千円 ・ワゴン車 1 台当たり 1,474 千円 患者輸送艇 1 隻当たり 10,198 千円	市町、 公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療 拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
3	へき地巡 回診療車 (船)整備 事業	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	巡回診療車 1台当たり 1,426千円 巡回診療用雪上車 1台当たり 4,241千円 巡回診療船 1隻当たり 9,081千円 (中型の場合、24,982千円) 歯科巡回診療車 1台当たり 20,000千円	市町、 公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療 拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
4	過等療整地定設業域診備	過疎地域等特定診 療所として必要な 医療機器の整備	・当該の名うを一診医さる成お付り政の該でしが年の指の3を開放した。当該の下では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別では、10を表別で、10を表	1 か所当たり 16,500 千円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
5	へ き 増 り 備 事業		設置が必要と県知事が判	1 台当たり 478 千円	1/3 (国 1/3)	市町
6		へき地医療拠点病 院として必要な医 療機器及び歯科医 療機器等の整備		医療機器 1か所当たり 55,000 千円 歯科医療機器等 1か所当たり 27,500 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を 受けた者 【へき地医療拠 点病院】
7	遠隔医療 設備整備事業	遠隔医療実施に必 要なコンピュータ 一機器等の整備	・病理画像、X線画像等を 遠隔地の医療機関へ伝送 し、専門医の助言を得る為 の整備 ・患者の通院負担軽減や医 師の移動負担軽減、医療資 源の柔軟な活用などの観 点から、情報通信機器を活 用して、医師と患者間にお ける遠隔地からの診療を 行う為の整備	遠隔画像診断装置 ・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,598 千円 遠隔画像診断 16,390 千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 14,198 千円 遠隔画像診断 14,855 千円 オンライン診療装置 2,660 千円 遠隔手術指導 5,580 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者
8	へき地・離 島診システ と 会 が 会 が る き き る の の の の の の の の の の の の の の の の	へき地・離島におけ る診療支援に必要 な設備整備	支援側 へき地医療拠点病院、その 他厚生労働大臣が認める もの 依頼側 へき地診療所等	1 か所当たり 支援側医療機関 7,857 千円 依頼側医療機関 7,857 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者
9	離島等患者宿施整備事業	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な設備整備	・台風等により比較的容易 に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合 は光熱水費等の実費程度 とすること ・設置場所が病院の敷地内 (隣接地)であること ・居室が個室であること	1 室当たり 233 千円 (8 室を限度)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者

- ※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・ 面積に基づいて算定を行います。
- ※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは担当にお問い合わせ下さい。
- ※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知 おきください。